LPガス 人と地球にスマイルを

ちば炎の仲間

発　行
一般社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
〒260-0024　千葉市中央区中央港1-13-1
TEL　043-246-1725
FAX　043-243-6781
E-mail：chibalpg@chibalpg.or.jp
http://www.chibalpg@chibalpg.or.jp
毎月 10 日は保安の日

平成２８年度第４回
定例支部長会を開催

当協会は、去る３月９日(木)午後１時３０分より千葉県ガス石油会館において、平成２８年度第４回定例支部長会を開催致しました。

支部長会は、片岡副会長の開会の辞で開会し、会長からのあいさつの後、議事に入り、慎重審議の結果、議案は原案どおり承認され、金牧副会長の閉会の辞により閉会されました。

【会長あいさつ要旨】

我々ＬＰガス業界は、エネルギーの小売自由化を目前に、「液化石油ガス流通ワーキンググループ」の報告書に基づいた液石法第１４条書面に関する規則、並びに解釈の一部改正と「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」、いわゆる「取引適正化ガイドライン」の制定が行われました。

規則と解釈の改正については、６月１日施行、ガイドラインは、２月２２日施行で、ＬＰガス料金の公表には、１年間の猶予があります。

当協会の方針は、１月理事会で述べたとおりですが、具体的にどの様に進めていくかについては、支部での横、卸等の縦系列での推進と言うことになります。本日の会議は、支部長会ですから、横での協会運営方針を協議していただくことになります。宜しくお願い致します。

議題１　第５回定時社員総会の諸準備事項について　（審議事項）

第５回定時社員総会は、平成２９年５月２３日（火）午後２時３０分から三井ガーデンホテル千葉において開催します。

委任状並びに出席者の取り纏めを支部長に依頼致しました。

「エネルギー小売全面自由化時代」を迎えて、滋賀県の有限会社中村ホームガス代表取締役中村幸太郎氏をお招きし、総会後に記念講演を開催致します。プロフィールは、下表の通りですので、多くの方々のご聴講をお待ちしています。

「ガスのプロショップとは
お客様サービス向上のための合理化」
～25年後まで、結果を出し、生き抜くために～

■　講師ご紹介
有限会社中村ホームガス　代表取締役　中村　幸太郎
滋賀県蒲生郡日野町
社長、奥さん、長男、次男、三男で頑張っています。

■　ご紹介
販売認定事業者（滋賀県販売認定事業者４社全て仲間です！）
集中監視普及率　９０％以上　隣の家にも設置！
メーター設置件数　３２０軒
平成２８年度総メーター使用量　１２６，１７８m3（業務用含む）
給湯器普及率　７５％　ほとんどがリース販売
「電化消費者をガスへ」を挑戦しています！
平成２８年度商務流通保安審議官表彰受賞（９０点以上）過去複数受賞
自社配送、自社保安、自社工事
自社集中監視センター（仲間８社）
ＬＰガスシステム共同利用スモールクラウド（仲間８社）
電気工事・電力販売・クレジットカードなどなど、

近江商人三方よし「売り手よし、買い手よし、世間よし」

議題２　放置並びに流出容器の回収運動について　（確認・審議事項）

平成２９年度からは、「改訂：災害対策マニュアル」Ｐ３６の「放置並びに流出ＬＰガス容器処理要綱」に基づいたＬＰガス容器の回収運動を実施致しますので、ご理解の程を宜しくお願い致します。

平成２８年度は、山武支部と木更津支部管内において、市町村とＬＰガス容器検査所の協力を頂き、８月３日から９日までの１週間の期間で回収運動を実施した結果、４６本の回収がありました。

議題３　液石法施行規則等の一部改正に伴う説明会について　（審議事項）

当協会の対応は、３月３日（金）に開催された国の説明会を受け、流通委員会、保安委員会等の関係する委員会において議論の後、支部等での説明会を要望により開催することとしました。

議題４　平成２９年度情報収集訓練（市町村別の消費者世帯数調査等）の実施について　（審議事項）

情報収集訓練は、役員改選期と非改選期とで内容を変えて実施しています。今年は、役員非改選期ですので、小売支部会員は「市町村別消費者世帯数調査」を業種支部会員は「充填所基礎調査」を情報として収集する訓練を５月に実施することになりました。

議題５　平成２８年度安全機器普及状況及び需要開発推進運動等調査報告書の提出について　（依頼事項）

例年実施している標記調査を、本年度も実施することになりました。ご協力をお願い致します。

議題６　平成２９年度県指定保安講習会並びに保険契約更改手続き会場確保依頼について　（依頼事項）

本年度の保安講習会場は以下の７会場での開催になります。保険契約更改は、支部単位での会場確保を依頼しました。

- **中央ブロック**（千葉・船橋・市川・市原・農協支部）…千葉市民会館及び市原市市民会館
- **東葛ブロック**（松戸・野田・柏支部）…流山市文化会館
- **北東ブロック**（印旛・香取・銚子支部）…成田国際文化会館
- **東ブロック**（山武・海匝・長夷支部）…東金文化会館
- **南ブロック**（安房・木更津支部）…南総文化ホール及び君津市民文化ホール

議題７　各支部の活動状況について　（依頼事項）

５月の支部長会でご報告し、意見交換を予定しておりますので、準備をお願い致します。

議題８　避難所等への普段からのＬＰガス供給の働き掛けについて　（意見交換）

今後、災害時に地域の住民を守るための避難所等へ普段からＬＰガスの利用を推進していくにあたっての意見交換を行いました。

議題９　京葉ガスとの協定について　（確認事項）

昨年７月理事会、１２月支部長会において「東京ガスと同内容での契約更改」を申し入れ、京葉ガス（大多喜ガスも同様）が応じなければ、協定は締結しないこととなっており、その旨を１月理事会に報告したことが確認されました。

都市ガス事業者との協定は、いわゆる「５７年通達」に基づいているものであり、支部からの要望が有れば議題３と併せて事務局が説明に伺うこととなりました。　以上

業界最新情報は協会ＨＰの活動便りから！

お知らせコーナー　千葉県防災危機管理部産業保安課　保安対策室

本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

1　平成２８年度液化石油ガス販売所等立入検査結果について

産業保安課では、平成２８年１１月から平成２９年３月にかけて６７の液化石油ガス販売所等に対して立入検査を行いました。

その結果、１１（16.4%）の販売所等に対して文書による改善を通知しました。

この他にも口頭による改善指示をしています。

文書による改善を通知した主な内容は次のとおりです。

(1) 販売業務関係
- ①　業務主任者選任・解任届の未提出
- ②　業務主任者講習の未受講
- ③　14 条書面の変更内容の未通知
- ④　委託先保安機関の変更に伴う液化石油ガス販売所等変更届書の未提出

(2) 保安業務関係
- ①　定期供給設備点検・定期消費設備調査の未実施（遅れ）
- ②　周知の実施記録の未保存
- ③　定期供給設備点検・定期消費設備調査の実施記録の未保存

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業関係
- ①　液化石油ガス設備士再講習の未受講
- ②　自記圧力計の精度の未確認
- ③　工事記録、配管図面等の未保存

各液化石油ガス販売事業者及び保安機関におかれましては、一般消費者等の保安の確保のため、法令遵守の徹底と確実な業務の実施に努められますよう、お願いします。

2　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）施行規則及び施行規則の運用・解釈についての一部改正について

経済産業省は、平成 29 年 2 月 22 日付で改正液石法施行規則及び改正運用・解釈の公布を行いました。また、同日付で液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の公表・施行を行いました。今回の改正等では、液化石油ガス販売事業者に対し、店頭・ホームページ等における標準的料金メニューの公表、14 条書面交付時の料金内訳の明確化、料金値上げ時の事前通知、料金請求時の料金内訳の明確化、消費者からの苦情等対応体制の整備などを求めています。

改正液石法施行規則及び改正運用・解釈は平成 29 年 6 月 1 日施行です。また、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針で、標準的料金メニューを本指針制定後 1 年以内に公表する必要があるとされています。各液化石油ガス販売事業者におかれましては、計画的に今回の改正等への対応を進めていただきますよう、お願いいたします。

液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統等

1　千葉県内の液化石油ガス一般消費者等において液化石油ガス法に係る事故※が発生した場合、液化石油ガス販売事業者又は保安機関は、**規模の大小及び夜間休日を問わず**、次の２、３の要領に従い、**直ちに電話等による通報を行うこと**。

また、液化石油ガス販売事業者は、当該事故が**特定消費設備**※**に係る事故の場合、関東東北産業保安監督部保安課（TEL０４８－６００－０４１８）へも直ちに通報すること。**

※　液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって①漏えい②漏えい爆発③漏えい火災④中毒・酸欠の一に該当するものをいう。

※　特定消費設備とは、消費設備のうちガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除いた設備をいう。（例えば、湯沸器やこんろなどの燃焼器具や低圧ホース、ゴム管、末端ガス栓などである。）

2　報告事項は次のとおりとする。

（１）発生の日時
（２）発生した場所
（３）事故等の概要（被害状況を含む）
（４）発生原因又はその推定
（５）報告者の氏名、所属、電話番号
（６）特定消費設備に係る事故の場合：特定消費設備の名称、製造者又は輸入者、機種、型式、製造年月

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第１報を通報すること。

※　液化石油ガス法に係る事故かどうか不明な場合でも、液化石油ガス法に係るものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に係る事故として対応すること。

なお、消防・警察又は消費者から販売事業者等に通報があった場合においては、販売事業者等が事故現場にて状況を確認してから第一報を通報することとし、火災の場合であって、現場での状況確認の結果、たばこ、火遊び、電気によるもの等、液化石油ガス以外の原因によるものは、連絡は不要です。

3　液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統　　**（平成２９年４月１日現在）**

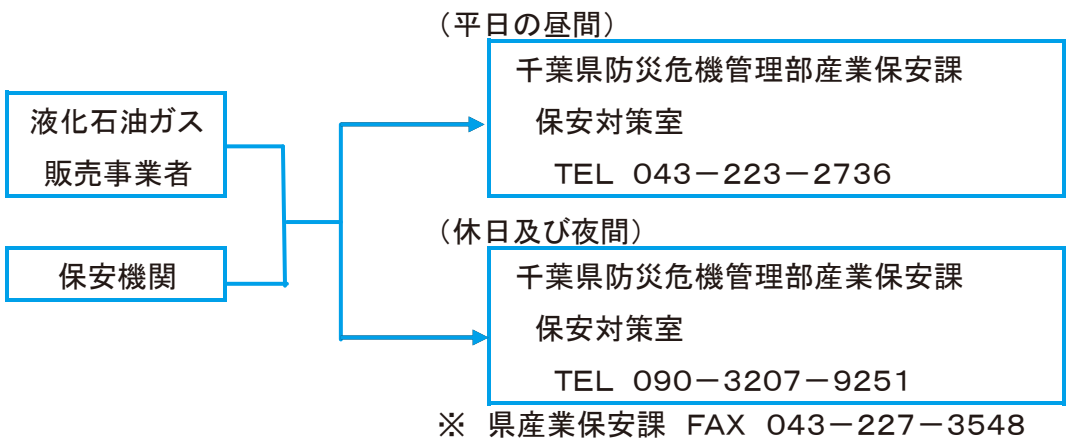

※　県産業保安課　FAX　043－227－3548

①液石法施行規則の一部改正　平成２９年６月　１日施行
②液石法施行規則の運用・解釈通達の一部改正　平成２９年６月　１日施行
③「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の制定　平成２９年２月２２日施行

液石法とは、**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律」**のことです。
商慣習とは、商取引の過程において形成された**慣習**のことですので、業界ルールと言っても良いでしょう。
今回の規則等の改正と「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」**（取引適正化ガイドライン）**の制定は、一つの視点から考えて見れば、国が主導して我々ＬＰガス業界の商慣習に対してその見直しを求めていると考えられます。
本紙では、この視点から解説してみます。

今回の規則改正等は、昨年５月に国が公表した「液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書」（ＬＰＧＷＧ報告書）に対応する形で行われました。その対応状況の概要は、右表の通りです。
特に、取引適正化ガイドラインは、ＬＰガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなるために、液石法等の関係法令の遵守に加えて、ＬＰガス販売事業者が取り組むべき事項をまとめています。ＬＰガス販売事業者が取引適正化ガイドラインを遵守することにより、一般消費者等の保護の充実、一般消費者等が安心してＬＰガスの供給を受けられる環境を整備すると共に、ＬＰガス販売事業者の健全な発展に資することを目的としています。
また、取引適正化ガイドラインは、今後の取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、一般消費者等から寄せられる苦情・相談や、国等が実施する各種調査、液化石油ガス販売事業者に対する立入検査の機会を通じて、必要があれば法令に基づく義務とすることも含めて（パブコメ回答－４－７、９）、適時適切に見直しを行うこととしています。適時適切に見直しを行うということは、取引適正化ガイドラインの内容が、状況によっては法律に盛り込まれることになると考えられます。
改正及び制定された事項の具体的な内容説明の前に、改正された規則及び解釈に違反したらどうなるのかを見てみましょう。
取引適正化に関する液石法の該当する条文は、第１４条の書面交付と第１６条の（販売方法の）基準適合義務になります。
これらの条文に照らして、特に必要があると行政が認めたときは、ＬＰガス販売事業者に対して第１７条に基づき勧告することが出来、勧告に従わなかった場合にはその旨を公表します。また、この命令に従わなかった場合には、第２６条に基づき、行政は販売登録の取り消しや販売事業の停止を命ずることが出来ます。なお、これに違反した場合には、第９６条、第１００条及び第１０１条により罰則規定が適用され、２０万円から５０万円の罰金に処される場合があります。
なお、液石法第１４条第１項後段の「当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。」と規定されていることから、改正部分が現在、お客様に交付されている１４条書面（１４条書面を兼ねた契約書）に規定されていない場合には、その部分を書面にして一般消費者等に説明の上、お渡しし、その控えに署名・捺印していただくことが望ましいと考えます。ただし、行政からの説明では、１４条書面の再交付までは求められてはいませんが、「転ばぬ先の杖」と言う諺もあるように、十分な事前準備をしておくことが必要と考えています。
我々ＬＰガス業界の従来からの商慣習に照らして、今回の規則等の改正及び取引適正化ガイドラインの制定は、どの様に映りましたか？無償配管等の改善に繋がるでしょうか？
当協会では、支部単位等での説明会への対応を準備しておりますので、ご利用頂き、ＬＰガス業界の健全な発展にお役立てくださいますようお願い致します。　以上

【ＬＰＧＷＧにおける料金透明化に係る検討事項と今回の対応】

１　消費者から選択されるための料金透明化
（契約前における料金透明化）
(1) ホームページ等を活用した標準的料金メニューの公表の加速化　→　取引適正化ガイドライン（１）
※　不特定多数の方々が、自由に閲覧できる方法で標準的な料金メニュー等を公表しましょう。猶予期間は１年以内です。
※　不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）で禁じている不当表示にならないように注意しましょう。

２　契約時における料金透明化
(2) 賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるＬＰガス料金の透明化の促進　→　規則第１３条　第５号及び解釈
※　販売事業者が負担した設備設置費用を請求する場合にも、算定方法と項目を明示しましょう。顧問弁護士等と十分な打合が必要です。

(3) 液石法第１４条書面交付時の透明化の促進
→　取引適正化ガイドライン（２）
※　液化石油ガス販売事業者から説明を受けた旨を、明らかにするために一般消費者等による署名等が付された書面が必要です。

３　契約後の消費者に対する料金透明化
(4) ＬＰガス料金値上げ時の透明化の促進
→　取引適正化ガイドライン（３）
※　原則、新しい料金適用の１ヶ月前までにその理由と変更前と変更後の具体的な金額の差を記載しましょう。

(5) ＬＰガス料金請求時における料金の透明化の促進
→　規則第１６条　第１５の２号と解釈
※　消費者に金員を請求する場合には、書面による事前説明が必要であり、説明を受けた旨を、明らかにするために一般消費者等による署名等が付された書面が必要です。

(6) ＬＰガス販売事業者による消費者からの料金照会及び苦情・相談への対応の促進　→　取引適正化ガイドライン（４）
※　集合住宅入居予定者を含め、一般消費者等から寄せられる液化石油ガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理する必要がある。このため、苦情等の記録簿（苦情等の受付日、内容及び処理状況等を記録したもの）を作成するとともに、苦情等を適切かつ迅速に処理できるよう必要な体制を整備すること。

４　契約終了時（ＬＰガス販売事業者切り替え時）における料金トラブルの防止
(7) 1週間ルールの濫用により発生している旧ＬＰガス販売事業者と消費者との間の料金精算トラブルの防止
→　規則第１６条　第１５の３号と第１６号及び解釈
※　自力救済禁止の徹底　…　原則としてＬＰガス容器とメーター等は、所有者が撤去します。
※　清算と撤去の同時履行を事前に通知しましょう。契約書に盛り込むことを推奨します。

感謝の気持ち

柏支部　橋本　純(株式会社　エネサンス関東)

社会人になって丸 18 年となります。

仕事を通じて人間としてたくさん成長させてもらっていることに感謝する毎日です。

私は入社してすぐに縁があって東北・宮城県に配属されました。

宮城といっても仙台ではなく、仙台から北へ 60ｋｍ離れた栗原市築館（ツキダテ）という場所に配属されました。

入社した頃はもちろん仕事は未熟でわからない、お客様のところへ行っても言葉がわからない、友人もいない、年ごろ的に遊びたい盛りであっても何にもない、そして厳しい寒さ（冬は平均マイナス 10℃の毎日）、大阪の実家へ何度も帰ろうと思ったし、母親には「辞めたい」と伝えたことも度々ありました。

そんな暮らしが続いていた中でここまで来られた、育てて頂いたのは会社の仲間であり、お客様であると思い感謝の気持ちの毎日です。

若いころ（入社５年目迄）はとにかく一人でも多くのお客様と会ってとにかく会話することに力を注ぎました。自分の伝える力の未熟さ、お客様から困りごとを聞き出す力の未熟さ、それを熱意だけでカバーしていたように思います。

地域柄のんびりした場所で我が子のように慕っていただいたお客さまとたくさん出会い、人として成長させてもらいました。

一番の思い出は東日本大震災です、本当に大変な出来事、経験でした。

特に自身が管轄していた気仙沼、南三陸、石巻地域の状況は今でも鮮明に覚えています。震災以降の一年間は販売店様、自社のお客様の復旧工事を行い、安全、安心に尽力しました。

その中で人とのつながり、ふれあいの大切さを学びました。また、感謝する気持ちの大切さを改めて実感しました。そして多くの方々からたくさんの勇気をいただきました。

この経験はライフラインを担っている私たちの仕事に関係される方はもちろん、一人でも多くの方に語り継いでいきたいと思っています。

どんな困難な局面でも一人一人の力、想いが結集すれば乗り越えられるということを思いながらこれからも仕事に励んでいきたいと思っています。

県ライフライン対策協議会幹事会を開催

ＦＲＰ容器での備蓄を提案する

千葉県ライフライン対策連絡協議会では、平成２９年３月９日（木）１４時から千葉県庁中庁舎６階防災危機管理センターにおいて幹事会が開催されました。

構成員は、県総合企画部水政課、県土整備部道路環境課、同部都市整備局下水道課、水道局水道部計画課、同局工業用水部施設設備課、防災危機管理部防災政策課、同部危機管理課、東京電力パワーグリッド㈱、東京ガス㈱、房総ガス協議会、㈱ＮＴＴ、㈱ドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱と当協会です。

幹事会では、各機関から災害対策についての取り組み報告があり、当協会では、布施事務局次長が出席し、ＦＲＰ容器とファンヒーターを持参、実働させながら災害時の備蓄として普段から使用していることが、災害の際にエネルギーの備蓄に繋がることを説明しました。会議終了後も参加者から、追加説明を求められ、備蓄としてのＬＰガス用ＦＲＰ容器への関心の高さが伺えました。

【ＦＲＰ容器の特長】

１　安全・安心　…　火の中でも爆発しない
２　軽い　…　風袋重量（バルブを除く）4.1kg
３　美観に優れる・残量が見える
４　簡単・便利・錆びない　…　カップリング方式（ワンタッチ接続）

保安講習会を開催

製造事業所の部

保安委員会（五味清隆委員長）では、平成２８年度保安講習会（製造事業所の部）を平成２９年３月１４日（火）１０時３０分から千葉県ガス石油会館において実施しました。

講習会は、金牧副会長のあいさつの後、県防災危機管理部産業保安課保安対策室上原健主査を講師にお招きし、県内４６事業所５５名の参加により次の内容で実施しました。なお、保安検査実施日について改正の予定があるので注意して下さい。

１　千葉県内の高圧ガス事故発生状況
２　平成２８年度保安検査実施状況
３　平成２９年度保安検査指導方針
４　バルク２０年問題について

ガス警報器工業会と意見交換会を開催

保安委員会（五味清隆委員長）とガス警報器工業会（東京）とは、平成２９年２月２２日（水）１５時から千葉市内の「バーディーホテル千葉」において意見交換会を実施しました。

全国のＬＰガス事業者からの「ガス警報器期限管理ヒヤリング調査結果」を参考に、自主保安活動の推進とガス警報器の法的設置義務との関係及びその取組に関して意見交換を実施しました。

当協会参加者：五味清隆保安委員長、青木秀夫保安担当副会長、
石井弘保副会長（保安委員）、事務局３名

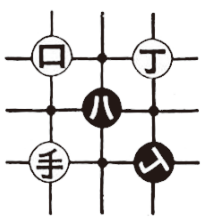

４月は新年度となり、世の中が新しくスタートする。明るく、力がみなぎる雰囲気に包まれる。良いイメージを抱き、新しいことをしよう、新しいことがきっとできると前向きに考えられる。計画を立て、実行を開始するには最適な月だと思う。

今年も計画を作った。Around　fifty50（アラフィフ）なので年相応の自覚もあり気張った計画だ。その心は『自己改善』だ。（改革まではいかない、難しい。）「なんでもやろう取り組もう。」の心で考えたことを実行する。「悔いなくやりきろう」と思う。

都市ガス小売販売の規制が取り払われた、電気を含めエネルギーは完全自由化になった。

ＬＰガス販売事業は大きな柱だ。保安業務やお客様との絆づくりを凡事徹底して実行し足固めする。そのノウハウで顧客を増やし商売を広げる。意欲があり人間味あふれる LP ガス事業者の出番だと感じる。

当摩　敦　記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！